

消防の広域化の経緯

平成 6 年 9 月 20 日 消防庁長官通知

「消防広域化基本計画の策定について」

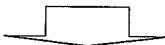
組合消防の組織基盤として、当面管轄人口 10 万人以上を目標に組織を再編することが望ましい。



平成 9 年 3 月 鹿児島県消防広域化検討委員会

「鹿児島県における消防広域化に関する提言」

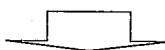
離島を除き、管轄人口おおむね 10 万人を目標とした 13 圏域消防本部に再編する。



平成 13 年 3 月 消防庁指針

「消防広域化基本計画の見直しに関する指針」

- ・最も効果的な広域再編の手法は市町村合併である。
- ・市町村合併の動きを阻害しないように留意すること。



平成 15 年 10 月 30 日 消防庁長官通知

「市町村合併に伴う消防本部の広域再編の推進について」

- ・管轄人口がおおむね 10 万人以上となることを基本とする。
- ・市町村合併後においても、できる限り一部事務組合又は事務の委託等の広域行政制度を活用して広域的な消防本部を設けることが適当である。

↓

県のスタンス

市町村合併の動きを阻害しないよう状況を見極めながら、平成 9 年の提言、平成 13 年の指針を踏まえた広域再編の取組を進める。



平成 18 年 2 月 1 日 消防庁の消防審議会

「市町村の消防の広域化の推進に関する答申」

市町村消防の原則を基本としつつ、都道府県の広域的な役割をより明確にすることが必要である。

消防の広域化のスケジュール

平成18年6月14日
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行



平成18年7月12日
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
「消防広域化推進本部」の設置

- ・都道府県及び市町村に対する情報提供、相談体制の確保
- ・国民への広報及び普及啓発
- ・財政措置

平成19年度中

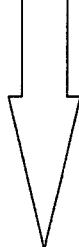
都道府県による「消防広域化推進計画」の策定



- ・協議機関の設置等、関係者のコンセンサスの形成
- ・市町村の意見の聴取
- ・知事による市町村相互間の調整及び情報提供 等

平成20年度～

広域化対象市町村による「広域消防運営計画」の作成



- ・広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ・消防本部の位置及び名称の決定
- ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保 等

平成24年度末（推進計画策定後5年度以内）

消防の広域化の実現

鹿児島県消防広域化検討委員会における 広域化対象市町村の組合せに関する協議経緯

1 組合せ案（4案）の検討

第1回検討委員会・幹事会等の意見を踏まえ、第2回検討委員会において、次の4つの組合せ案を提示し、第3回検討委員会では総論的な検討・協議が行われた結果、市町村合併の経緯等を踏まえ、県域一消防本部（①案）の方向で協議をすることとされた。

なお、県域一消防本部の中に地域別に方面本部を設置する（②案）は、県域一消防本部の内部組織の検討であるため除外することとされ、また、鹿児島市とそれ以外の地域（④案）については、鹿児島市は県都として広域化の中心的役割を發揮すべきなどの意見から除外することとされた。

● 組合せ案（4案）

- ①案 県域一消防本部
- ②案 県域一消防本部の中に地域別に方面本部を設置
- ③案 県域七消防本部（地域振興局・支庁単位）
- ④案 鹿児島市とそれ以外の地域（県域四消防本部）

2 県域一消防本部（①案）の検討（平成19年11月5日）

第4回検討委員会において、県域一消防本部体制の課題等について検討が行われた結果、県域一消防本部（①案）では住民サービスの低下、各市町村の負担金、消防職員の処遇等の多くの課題があり、基本指針の期限（平成24年度末）までの実現は難しいとの意見が多くあったことから、第5回検討委員会では県域七消防本部（③案）について協議することとされた。

3 県域七消防本部（③案）の検討（平成20年1月7日）

第5回検討委員会において、県域七消防本部体制の課題等について協議が行われた結果、本県の市町村の消防の広域化は、広大な県土に島嶼部や二つの半島がある本県の地理的特性、住民の日常生活圏、消防職員の処遇等に考慮した県の地域振興局・支庁単位の区域割が他の組合せより実現性が高いことから、県域七消防本部体制が適当との結論に至った。

4 中間報告の検討（平成20年2月7日）

第6回検討委員会において、中間報告について協議が行われた結果、広域化対象市町村の組合せは次のとおりとなった。

- (1) 広域化対象市町村の組合せ
　　県域七消防本部体制
- (2) 選定理由

本県の市町村消防の広域化は、広大な県土に島嶼部や二つの半島がある本県の地理的特性、住民の日常生活圏等に考慮した組合せである県の地域振興局・支庁単位の区域割が適当

5 市町村の意見

中間報告に対する各市町村の意見は、県域七消防本部体制に賛成が41市町村（賛成32市町村、条件付賛成9市町村）、県域一消防本部体制が2市町村、その他が3市町村であった。

6 最終報告の検討（平成20年3月21日）

第7回検討委員会において、最終報告について協議が行われた結果、広域化対象市町村の組合せは次のとおりとなった。

- (1) 広域化対象市町村の組合せ
　　県域七消防本部体制
- (2) 選定理由

本県の市町村消防の広域化は、広大な県土に島嶼部や二つの半島がある本県の地理的特性、住民の日常生活圏等に考慮した組合せである県の地域振興局・支庁単位の区域割が適当

鹿児島県消防広域化推進計画策定のスケジュール

平成18年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法公布施行 6/14 ・基本指針告示 7/12 ・消防長への説明 ・市町村、消防本部へ広域化に関する意見照会 <ul style="list-style-type: none"> ・12月～1月委員会幹事会及び調整 ・1月～2月ヒアリング（各消防本部） ・3月～委員会準備 											
消防広域化検討委員会												
5/14	6月議会 6中～7上	第1回幹事会 6/4	第2回幹事会 6/29	第3回幹事会 6/24	9月議会 9中～10上	9月～10上	10月議会 11下～12中	12月議会 11下～12中	第4回幹事会 10/29	第5回幹事会 12/21	第6回幹事会 1/28	
県議会等	・県消防長会 4/12 ・県政説明会 4/26	・県市長会 8/23	・県町村会 10/11	・県町村会 10/11	・県町村会 10/11	・県町村会 10/11	・消防協会 11/19	・消防協会 11/19	・消防事会 2/14 ・消防長等 説明会 2/15	・第7回幹事会 3/14	3月議会 2下～3下	
<ul style="list-style-type: none"> （第1回委員会概要説明会・設置） （第2回委員会広域化対象市町村等検討） （第3回委員会広域化対象市町村等検討） （第4回委員会（課題検討等）） （第5回委員会（課題検討等）） （第6回委員会（課題検討等）） （第7回委員会（最終報告の検討）） （第8回委員会（課題検討等）） （第9回委員会（課題検討等）） （第10回委員会（課題検討等）） （第11回委員会（課題検討等）） （第12回委員会（課題検討等）） 												
消防広域化推進計画策定												
消防広域化推進計画策定												

市町村の消防の広域化を推進するための基本的な進め方

(年度)

国

18
年
度

平成18年6月14日
「消防組織法の一部を改正する法律」公布、施行

平成18年7月12日
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示

県

19
年
度

平成19年4月11日
「鹿児島県消防広域化検討委員会」設置

平成20年3月24日
「鹿児島県における消防広域化に関する報告」答申

検討委員会 7回
幹事会 7回 } 開催

広域化対象市町村

20
~
24
年
度

必要な調整

調整の要請

広域化対象市町村による「広域消防運営計画」の作成 (消防組織法第34条)

《第1段階》 広域化に関する協議

(例)

○○地域消防広域化運営
協議会

《委員》 市町村長、市町村議員、消防長、学識経験者 等

《オブザーバー》 県地域振興局長・支庁長、県消防保安課 等

【主な協議事項】

- 基本的な項目 広域化の方式、期日、消防本部の名称、位置等
(方式:広域連合、一部事務組合、事務委託)
- 負担金割合・委託料に係る基本的なルール
- 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- 中長期的な整備計画
- 部隊運用、指令管制等に関する計画
- 市町村、消防団等の連携 等

合意

《第2段階》 「広域消防運営計画」の作成

(例)

○○地域消防 } 広域連合
 } 一部事務組合
○○消防本部(市町村)へ事務委託

【法手続き】

- (連合、組合、委託)規約の作成
- 全構成市町村議会での規約の議決
- 県への設置許可申請・届出
- 廃止する一部事務組合の規約の改正、議会議決、
県への申請 等

新
組
織
へ

- 準備事務
- ・ 住民への周知
 - ・ 条例、予算の準備
 - ・ 長及び議員の選任準備
 - ・ 職員の身分移管 等

消防の広域化の実現 (平成24年度末)